

○学習・教育支援センター規程

2007年9月1日

制定

最終改正 2014年10月1日

(名称)

第1条 愛知大学（愛知大学短期大学部を含む。以下「本学」という。）に学習・教育支援センター（以下「センター」という。）を置く。

2 前項のセンターのもとに、名古屋学習・教育支援センター及び豊橋学習・教育支援センターを置く。

(目的)

第2条 センターは、本学における学生の学習活動及び教育職員の教育活動を支援し、大学教育の充実と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 学生の学習相談に関する事項
- (2) 学生への学習指導に関する事項
- (3) FD（ファカルティ・ディベロップメント）に関する事項
- (4) 授業補助に関する事項
- (5) 正課外活動に関する事項
- (6) その他学習支援、教育支援に関する事項

(組織)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) 所長 1名
- (2) 副所長 2名（各校舎より1名）
- (3) 所員
- (4) アドバイザー 20名
- (5) 事務職員 若干名

2 センターに学生に対する学習上の支援及び授業の補助業務を行うスチューデント・アシスタントを置くことができる。

3 前項のスチューデント・アシスタントに関する規程は、別に定める。

(所長)

第5条 所長には、副学長（教学担当）をあてる。

2 所長は、センターを代表し、その業務を統括する。

（副所長）

第6条 副所長は、第7条第1項第2号に規定する所員の互選により学長が委嘱する。

2 副所長は、所長を補佐し、所長に事故あるときは、所長があらかじめ定めた順位により、その職務を代行する。

（所員）

第7条 所員には、次の各号に定める者をあてることとし、学長が委嘱する。

(1) 教学部長

(2) 各学部及び短期大学部より選出された各1名

(3) 教学事務部長

2 前項のほか、センター委員会が必要と認めるときは、学長は所長の推薦により所員若干名を委嘱することができる。

3 所員の任期は2年とし、4月1日から起算する。ただし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、所員が任期中に交代したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

5 第3項の規定にかかわらず、第1項第1号及び第3号の所員の任期は、各号に掲げる職にある期間とする。

6 所員について必要な事項は、センター委員会が決定する。

（アドバイザー）

第8条 アドバイザーは、所員とともに学生に対する学習上の相談・指導を行うものとする。

2 アドバイザーには、次の各号に定める者をあてる。

(1) 教学主任

(2) 各学部学生部委員会委員の中から1名

(3) 各教務課長及び各学生課長

3 アドバイザーについて必要な事項は、センター委員会が決定する。

（センター委員会）

第9条 センターに関する重要事項を審議・決定するため、センター委員会を置く。

（センター委員会の組織）

第10条 センター委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。

(1) 委員長

(2) 委員

2 前項第1号の委員長は、所長をあてる。

3 前項第2号の委員には、所員をあてる。

(センター委員会の審議事項)

第11条 センター委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの事業に関する事項
- (2) センターの予算・決算に関する事項
- (3) その他、センターの目的を達成するために必要な事項

(センター委員会の会議)

第12条 センター委員会の会議は、所長が招集し、議長となる。

2 センター委員会は、必要に応じてセンター委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(名古屋及び豊橋センター委員会)

第13条 第11条に規定する事項を調整、連絡するために、名古屋校舎及び豊橋校舎にそれぞれ名古屋センター委員会及び豊橋センター委員会を置く。

2 前項の委員会は、各校舎の副所長及び所長をもって構成し、副所長が招集し、議長となる。

(事務の所管)

第14条 センターに関する事務は、名古屋教務課及び豊橋教務課が所管する。

(幹事)

第15条 センター委員会、名古屋センター委員会及び豊橋センター委員会に幹事を置き、センター委員会及び名古屋センター委員会にあつては名古屋教務課から、豊橋センター委員会にあつては豊橋教務課からあてる。

2 幹事は、所長又は副所長の指揮をうけて会務を処理する。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、センター委員会、常任理事会及び学内理事会の議を経て大学評議会において決定する。

附 則 (制定)

この規程は、2007年9月1日から施行する。

附 則 (地域政策学部の設置に伴う改正)

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則 (事務組織の再編等に伴う改正)

この規程は、2012年2月9日から施行する。

附 則(学生課長をアドバイザーに加えること及び教学事務部長をセンター調整会議の構成員に加えることに伴う改正)

この規程は、2012年3月14日から施行する。

附 則 (FD委員会を学習・教育支援センターに統合すること等に伴う改正)

- 1 この規程は、2014年10月1日から施行する。
- 2 この規程の改正により、FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規程（2000年7月1日制定）は廃止する。
- 3 この規程の改正により初めて選出する所員の任期は、第7条第3項の規定にかかわらず2014年10月1日から2016年3月31日までとする。